Project：	
第３回　清水町・蓮沼町周辺地区　防災まちづくり協議会の概要	
date： 令和元年 11 月 28 日（木）19:00～20:30	place： 志村第三小学校　会議室

《次　　第》

１　開会あいさつ
２　前回議事録の確認
３　まち歩き実施の報告
４　課題の整理とまちづくり計画について
５　閉　　会

《配布資料》

〇資料１：第２回防災まちづくり協議会議事概要
〇資料２：まち歩き実施の報告
〇資料３：まちづくり計画を考える（PowerPoint データ）
〇（参考）清水町・蓮沼町周辺地区防災まちづくり協議会委員名簿（19.11.28 版）

《議事要旨》

■議事１：前回議事録の確認

※質疑なし

■議事２：まち歩き実施の報告および課題の整理とまちづくり計画について

〇防災機器および防災訓練について

・スタンドパイプの収納庫には鍵がかかっている。いざという時使えるよう、近隣の訓練参加者にも鍵を持ってもらうという方法もある。

・機器の使い方の訓練だけでなく、実際に使う訓練をしたほうがよい。警察の道路使用許可もとって、倉庫から出すところから、実際に消火栓から放水する訓練をしている。

・消火栓の蓋は非常に重く簡単には開けられない。数か月に１度は蓋を開けることが必要。

〇道路について（後退部分や障害物など）

・道路の課題は、区が把握し法律や条例に基づき進められているのではないのか。

（区）狭あい道路（２項道路等）は、建築基準法の規定では後退部分を道路にするという規定がないので、強制力はありませんが、区では細街路拡幅整備事業を行っています。

・道路は広がっているのに電柱が残っている。

（区）様々な要因があります。電柱だけでなく、電線が宅地内にかからないようする必要もあります。また、私道の場合後退部分は民地であり、移設場所の協議が難航することもあります。

・告示建築線の道路はどうやって整備していくのか。立ち退きや補償はあるのか。

（区）都市計画道路ではありませんので、立ち退きや補償はありません。現在の位置指定道路と同じ扱いですので、建替えの際には後退して建てていただくことになります。

〇今後の取組みについて

・大震災で一斉にまちが被災すれば、個人の資産もなにもなくなる。協力してまちを整備しておくことが結局は自分や財産を守ることになる。自助・共助の認識を広げていくことが大切。

・協議会委員の意欲を維持するためにも、何らかの目に見える成果が必要。